



第59号

発行／水戸翔合同法律事務所
〒310-0062 水戸市大町3-1-24 はばたきビル
TEL.029-231-4555(代表) FAX.029-232-0532
<http://www.habataki-lo.jp/>

安倍9条改憲を阻止し、憲法の生きる社会を！
老朽化した東海第二原発の再稼働を阻止しよう！



「海浜鉄道の春」 撮影：渋谷 博道さん(全日本写真連盟 水戸支部)

迎春

弁護士 谷 萩 陽 一

今年は平成最後の年となります。私たちの事務所の開設は昭和五十九年。平成という時代は、ほぼ事務所の歴史と重なります。バブル景気と崩壊、「失われた十年」と言われた九十年代から、リーマンショックや東日本大震災を経てアベノミクスの現在まで、あまり明るい時代ではなかったように思います。

特に最近では、企業の業績は改善して史上空前の利益を上げる一方で、実質賃金は低下を続け、富の集中や都市と地方の格差も広がるばかりです。世界に目を向けると、アメリカファーストを叫ぶトランプ政権の誕生、これに連動するかのような自国第一主義や全体主義的な風潮の高まりなど、不透明感が増しているようです。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の成果であつて（憲法九十七条）」とあるように、先人が多くの犠牲を払いながら築いてきたはずの、平和や幸福を守る仕組みが次第に後退していく懸念も感じさせられます。

しかし、沖縄では辺野古米軍基地反対の玉城デニー知事が誕生し、安倍一強と言われた安倍政権でも、反対世論の前に九条改憲は難航しています。

私たちの事務所は、ひとりひとりの抱える問題を解決するとともに、人間の尊厳が大事にされる社会をめざし、平和や民主主義の後退を許さないため、地道な努力を重ねてきました。時代の呼び名は変わっても、そうした歩みは変わることなく続けていきたいと思っています。

昨年は新人の鈴木裕也弁護士を迎え入れ、事務所の平均年齢もぐっと下がりました。今年は事務局の体制も一層強化して、皆さまの期待に応えられるように務めたいと思います。

本年もよろしく願い申し上げます。

二〇一九年 元旦

弁護士 谷 萩 陽 一 弁護士 安 江 祐

弁護士 佐 藤 大 志 弁護士 五 来 則 男

弁護士 丸 山 幸 司 弁護士 木 南 貴 幸

弁護士 三 村 悠 紀 子 弁護士 鈴 木 裕 也

事務局 同

「日本の宝」憲法9条を活かして 日本を軍縮のリーダーに

弁護士 丸山 幸司

1 憲法に自衛隊を 明記すると何が起きるか

安倍晋三首相は去る10月14日、陸上自衛隊朝霞訓練場（埼玉県朝霞市など）で行われた自衛隊観閲式での訓示で、自身が目指す憲法9条への自衛隊明記を念頭に、「私はその責任をしっかりと果たしていく決意だ」と述べました。

しかし、国の最高法規である憲法に自衛隊を明記すると、自衛隊を合憲とするにとどまらない影響が生じ、日本の平和主義は終わりを告げることになります。なぜなら、憲法に明記される自衛隊は、「軍隊」であって、「災害救助組織」として明記されるわけではないからです。次に挙げる事実は、既に今起きていることです。この事態が憲法上何の問題もなく横行してしまいます。

①米国から兵器をローンで購入し残高5兆円（東京新聞10月29日付）

②武器の見本市が日本各地で開催され日本の軍事企業も武器輸出

これまで平和的手段で国際貢献を続けてきた日本のブランドが地に落ちるばかりか、軍隊が憲法上位置づけられることによって軍事費が増大し国民生活を圧迫します。国民の基本的人権についても、軍事的要請に基づき制約が正当化されるようになります。

2 自衛隊を明記しても自衛隊員のためにはならない

他方、「自衛隊の憲法明記」は自衛隊員のためになるとはいえません。憲法9条により専守防衛という制約下にあった自衛隊は、憲法上の軍隊として海外で米軍と共同軍事作戦を展開し、結果自衛隊員の死傷、そうでなくともPTSD等を発症して帰国するといったケースが増加します。これまで憲法9条は自衛隊員をも守ってきたのですが、その歯止めがなくなってしまうわけです。

そもそも憲法に自衛隊を明記する必要はありません。現在、自衛隊の合憲性は政治的にも議論になっただけで、問題が生じていないからです。

3 日本は憲法9条を 活かして軍縮のリーダーに

日本は憲法9条を活かし軍縮のリーダーとなっていくべきです。難しい国際情勢下ではありますが、国家間の対話と平等互恵の関係を重視し、大量破壊兵器・非人道的兵器の規制、武器の輸出入・取引の監視と規制の強化を図ることを通じて、国際紛争を根絶していく先頭に立つこと、憲法は現代の私たちにこうした努力を求めています。核兵器禁止条約を批准しない現政府の姿勢を根本的に転換し、むしろ通常兵器の規制などにもイニシアチブを発揮する誇りある政治を求めていきましょう。

政府は、紛争地で中立的立場で活躍する民間NGOを支援する必要があります。

憲法9条は、こうした他国にできない平和的貢献を後押ししてくれる日本の宝です。



鬼怒川水害訴訟提訴

弁護士 五来 則男

2015年9月10日、常総市内を流れる鬼怒川が氾濫し、住宅の全壊53棟、大規模半壊と半壊が約5,000棟、死亡14名（災害関連死12名を含む）という甚大な被害を出しました。

昨年8月7日、被害者30名（その後2名が追加提訴しました。）は国を被告として水戸地裁下妻支部に約3億3千万円の損害賠償を求めて提訴しました。

氾濫箇所内の1箇所は自然の砂丘林があるだけで長年堤防がない状態で放置されてきました。しかも水害発生の前年にソーラー発電事業者が砂丘林を掘削してしまったのに、国はその後始末に土嚢を2段積んだだけに止めたため、堤防として必要な高さから1.1mも低い状態にしていたのです。また他の1箇所では、堤防はあったものの地盤沈下が進み必要な高さから50cm以上も低くなっていたのを国は認識しながら堤防の嵩上げをしようとしませんでした。このように今回の水害は国が適切に河川管理をしてこなかったことによることは明かです。

皆様のご支援をお願い致します。

土浦日大 砂岡さん解雇事件

勝利和解

弁護士 谷萩 陽一

土浦日大高校職員の砂岡さんの解雇・人権侵害事件が、八年ごしのたたかいを経て、昨年八月に解雇撤回の勝利的和解を勝ち取りました。

砂岡さんは、一回目の解雇のあと裁判で和解して職場復帰したにもかかわらず、毎日一人で現場作業をさせるといったパワハラを受け、ニュース配布を理由とした懲戒処分をされ、さらに二度目の解雇をされる、

といった攻撃を受けながら、屈することなくたたかい続けました。茨城私教連を中心として、守る会の支援を広げ、労働委員会、仮処分、裁判と法的手段も駆使して、この日を迎えることができました。明るい職場をつくるたたかいの道しるべになることと思います。

ご支援ありがとうございました。



相続法改正
解説!

「配偶者居住権って何？」

弁護士 鈴木 裕也

2018年7月6日の改正で、民法の相続分野が大きく変わりました。今回は、この改正内容の一つである「配偶者居住権」(施行日 2020年4月1日)について解説します。

住居の所有者が亡くなった後、残された配偶者とその他の家族の間で、住居を誰が相続するかで争いが起きることがあります。残された配偶者からすれば思い出のある我が家で一生暮らしたいと願うのは当然のことです。しかし、これまでの民法を前提にすると、その手段は、自らが住居の相続人となるか、相続人となった家族に住まわせてもらうかのどちらかしかなかった。そのため、当然の願いすら十分に叶えられないことがありました。

しかし、今回の改正によって、残された配偶者には、一定の要件の下で、長年住み続けた住居に一生無償で住み続ける権利(配偶者居住権)が認められることになりました。これにより、残された配偶者は、住居の相続人とならなくてもその住居に一生無償で住み続けることができます。しかもそれは権利に基づくものであるため、追い出される心配をせずに安心して住み続けることができるのです(図1)。

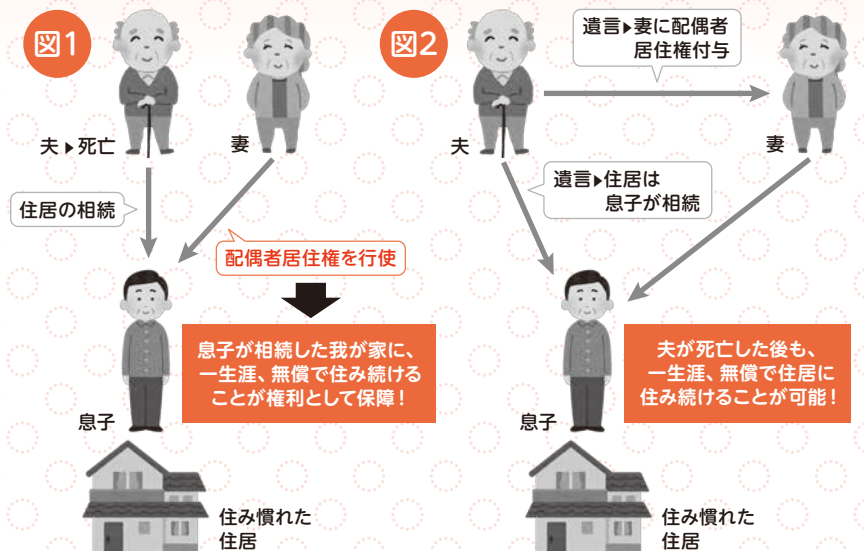
ところで、この配偶者居住権は、遺言によって事前に設定しておくことも可能です。

例えば、「夫婦で長年住み続けてきた住居を、①長男に相続させつつも、②妻が亡くなるまでは妻にその住居を無償で使用する権利を与える」と

いう内容の遺言を作成しておけば、自身が亡くなった後も、その住居の相続人を長男としつつも、残された配偶者に安心してその住居で一生暮らしてもらうことができますので、結果として住居に関する相続争いを未然に防ぐことができるのです(図2)。

配偶者居住権は上記のように強力な権利であるため、認められるには一定の条件をクリアする必要があります。しかし、遺言で設定しておけばその必要はありません。

ですから、残される妻や夫のことを考えるならば、遺言であらかじめ配偶者居住権を設定しておくことをお勧めします。



民事信託の活用を 考えてみませんか?

弁護士 佐藤 大志

当事務所の連続セミナーでもご紹介した民事信託制度。成年後見制度などの利用では十分な目的達成が困難な場面に活用することができます。

たとえば、妻が10年前に亡くなり、二人の子どもは独立して、ご自分名義の一軒家に一人暮らしをしているXさん。自宅の不動産と預貯金5,000万円の資産があります。

Xさんは最近物忘れがひどくなり、一人暮らしも困難になってきました。そんな場合、成年後見人等を選任する方法が考えられますが、預金資産が多額だと後見制度支援信託が適用される場合が多く、Xさんやそのご家族が必要に応じて預金資産を自由に使用することに制限がかかったり、老人ホームに入るために自宅の不動産を処分したくても裁判所の許可が求められたりするなど、資産管理の自由が効かなくなってしまいます。

そんなとき、民事信託を利用すると便利です。Xさんが近くに住む長男と信託契約を締結し、不動産や預貯金を信託財産として自己財産から分離し、長男にその管理を委ねるのです。

するとXさんの生存中は、長男がXさんのために信託された預金から必要なお金を払い戻し、これをXさんの日常生活に必要な出費に充て、必要があれば不動産の改造等を行い、場合によっては売却処分をすることができます。また、信託監督人を選任してもらい、長男の受託事務を監督してもらうことも可能です。

ある程度まとまった資産のある方やそのご家族の皆様は、是非ともこの民事信託の活用を検討してほしいと思います。その際には弁護士へのご相談をお勧めします。

はばたき事件簿

県内初の事例

弁護士 木南 貴幸

先日、県立高校の先生に対する懲戒免職処分に対して、代理人として取消しを求めて県人事委員会に審査請求をしたところ、懲戒免職を取消し、停職1年の処分修正するという判決を勝ち取ることができました。茨城の県立高校の先生について、裁決で飲酒運転による懲戒免職が修正されたのは初の事例とのことです。

懲戒免職の理由は、夜にお酒を飲んで眠り、翌日朝に車を運転したところ、警察に酒気帯び運転で検挙されたというものでしたが、裁決では、飲酒から運転までに約9時間が経過しており、アルコール濃度も酒気帯び運転の中で最も低い数値であったことなどから、本人の不注意の程度は重大ではないと判断されました。また、部活動指導に熱心で生徒からも慕われていたという事実も認められました。県教育委員会の懲戒処分指針では、飲酒運転の場合には酒気帯び・酒酔いの別や事故の有無にかかわらず、原則懲戒免職という厳しいものでしたが、人事委員会は、裁決書の中で、事案に応じた柔軟な処分がなされるよう、指針や飲酒運転の懲戒基準の規定を整理することが適切であると指摘しています。

飲酒運転は許されるものではありませんが、懲戒処分のあり方について一石を投ずることができたケースとなりました。

東海第二原発

老朽&被災原発の再稼働NO!

東海第二原発は、2018年11月28日稼働から40年を迎えました。

規制委員会の3つの審査(適合性審査・工事計画認可・運転延長)は、多々ある問題点をそのままに、企業寄りの結論ありきのスケジュールで進み、40年を目前にした11月7日、最後に残っていた20年延長運転の許可が下りました。市民団体は同日、64団体の連名で抗議文を提出しました。

11月7日の審査終了に際し、日本原電副社長は、再稼働について「拒否権はない」などと発言し、新安全協定を結んだ6市村首長らの反発を招きました。

運転差止裁判は判決を見据えて進んでいます。反対運動は政党・保革の枠を超え幅広い市民のつながりとなりました。再稼働阻止の運動は今まさに正念場。皆さまのさらなるご支援・ご協力をお願いいたします。

(事務局) 花山 知宏



64団体で日本原電に抗議文を提出

はばたき友の会活動報告

はばたき友の会は、様々な課題について学習するだけでなく、所員や会員相互の親睦を深めるための楽しい行事も実施しています。

昨年10月6日には横浜へ日帰りのバス旅行に行ってきました。晴天の下、港のクルーズを楽しんだり、中華料理に舌鼓を打ちました。

また、月に一度、当事務所の会議室で、映画「男はつらいよ」を鑑賞する会を開いています。1月は第36作「柴又より愛をこめて」（マドンナ栗原小巻）です。引き続き48作まで続ける予定です。2019年末には「男はつらいよ」の新作も封切りとなる予定だとか。

皆でもう一度「寅さん」を楽しみませんか？お待ちしております！！



はばたき友の会にご入会ください！

入会のお申込みは、事務所内
友の会事務局までお願いいたします。

- ◆年会費は1口 1,500円（個人会員のみ）です。
- ◆会員の方にニュース、無料法律相談カード（年1回）を発行しております。
- ◆会員相互の親睦を深めるレクリエーションを行います。（バーベキュー・ボウリング・日帰りバス旅行等）
- ◆身近な問題の勉強会やセミナーを行います。



相続・遺言 まるわかり 連続セミナーを開催しました！

当事務所では、昨年の9月8日、9月29日、10月13日の3回にわたって、相続対策に関する連続セミナーを開催しました。

「相続争いで家族の仲が裂かれることがないようにするには、何をすべきなのか」という視点で、第1回は「遺言の作成方法」、第2回は「信託と任意後見」、第3回は「事例を基にした『争続』予防法」というテーマで、各弁護士がお話しました。

相続争いは「家族の仲が良いから起きない」というものではなく、「仲が良くても起きる」ものです。そして、「仲の良い家族」を相続争いから守るには、事前準備が必要不可欠です。

相続争いを予防するために今から準備していきたいという方は、是非ご相談ください！



入所あいさつ

昨年9月より勤務しています。法律事務に携わるのは初めてで優しく丁寧な先輩方のご指導のもと、毎日勉強の日々です。事務局では約8年ぶりの新人とのことです。早く力になれるように頑張ります。趣味はスノーボードとカラオケです。どうぞよろしくお願い致します。

（事務局 野澤 瑠衣）

NEW BABY

11月17日、地元長野県にて、体重2,915グラムの元気な男の子を出産いたしました。お陰さまで産後の経過もよく、母子ともに健康に過ごしております。

初めての子育てに戸惑うこともありますが、夫婦で協力しあいながら親としての責任と毎日の幸せをかみしめて参る所存でございますので、今後とも、どうか温かく見守ってくださいませ。ようよろしくお願ひ申し上げます。



あきと
三村 瞭斗くん

2018年11月17日
弁護士 三村 悠紀子 長男

編集後記

No.59 January 2019

表紙の写真は那珂市在住の
渋谷博道さんから提供して
いただきました。桜にはちよと
早いのですが、明るい気分
にさせてくれる一枚です。

所員にもその家族にも新し
いメンバーが増え、いい一年に
なることを期待しています。

このところ発行が不定期に
なっていた事務所ニュースで
すが、これからは年に二度、お正
月に皆さまのお手元にお届け
したいと思っています。

同封した無料相談カードも
是非ご利用下さい。

（Y）

INFORMATION

— インフォメーション —

事務所法律相談

法律問題全般を幅広く取り扱っております。予約制になっておりますので、ご予約いただきお越しください。

●民事 ●家事（離婚・相続・後見・遺言） ●交通事故 ●労働 ●債務整理
●刑事 ●医療過誤 ●その他

交通事故・債務整理の初回相談料無料

その他につきましては、1回 1時間5,000円＋消費税となります。
（医療過誤等の複雑な事案の場合、10,000円＋消費税をいただくこともあります。）

※みなさまにお気軽にご相談いただけるよう、今回『無料相談カード』を同封させていただきました。身近なことから専門的分野まで対応致しますので、この機会にぜひご活用ください。

外部法律相談

県内各地での出張法律相談を行っております。各地での相談日・相談会場及び予約については、下記窓口にお問合せ下さい。

◎日立民主商工会	TEL.0294-37-2160
◎鹿行民主商工会	TEL.0299-96-7371
◎日本共産党東部地区委員会	TEL.029-221-7441
◎日本共産党西部地区委員会	TEL.0296-25-6511
◎日本共産党東海村委員会	TEL.029-284-0761

事務所ホームページ

事務所ホームページはこちらから！

[水戸はばたき](http://www.habataki-lo.jp/) [検索](#)

<http://www.habataki-lo.jp/>

法律相談予約・お問合せ

TEL. 029-231-4555 平日 9:30~17:20
※土日祝日は休業となります。

出張セミナーのご案内

御要望の場所まで当事務所の弁護士が出張してセミナーを行います。テーマは遺言・相続・高齢者の財産管理などの問題をはじめ、労働法から憲法に至るまで、御要望に応じます。地域や職場では是非計画してみてください。会場を確保していただければ、経費は交通費の実費と日当（1回1万円ほど）程度です。詳細についてはお問い合わせ下さい。

